

鳥取市立青谷中学校いじめ防止基本方針

鳥取市立青谷中学校

平成26年3月6日(策定)

平成29年8月23日(改訂)

1 はじめに

いじめが全国的に大きな社会問題となる中、平成25年6月にいじめ防止対策推進法が制定され、同年9月28日に施行された。また、国は「いじめの防止等のための基本的な方針」を改訂し、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(H29.3)」を策定した。本校では、いじめの未然防止や早期発見、早期対応に向け、「鳥取県いじめ防止等のための基本的な方針(H29.7)」及び「鳥取市いじめ防止対策ハンドブック(H29.3)」に従い、より一層いじめ問題への取組の強化を図っていくこととする。

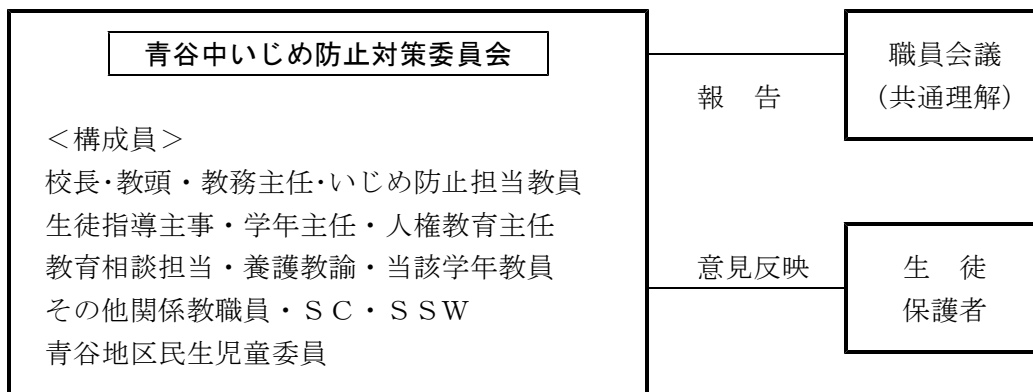
2 本校のいじめ防止とは

- ・いじめは、生徒に対して、一定の人的関係にある他の生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)で、対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法第2条第1項)
- ・いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。
- ・いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持つ。
- ・いじめは、どの生徒にでも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点をもって指導にあたる。
- ・いじめは、全ての生徒に関係する問題である。全ての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、生徒がいじめを行わず、またいじめを認識しながら放置することがないよう、生徒のいじめに対する理解を深めさせる。
- ・いじめの防止や解決には、生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域家庭との連携が必要となる。より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるような体制づくりを行う。
- ・いじめのない安全安心な学校づくりのために、いじめアンケートを月1回実施し、さらには、いじめ防止の校内体制についても評価を行い改善に役立てる。

3 いじめを未然に防止するために

(1) 校内体制づくり

「いじめ防止対策委員会」を校内に設置する。いじめ防止対策委員会は、いじめ問題に組織的に取り組む中核的な役割を担う。委員会の中心を、いじめの情報を集約する担当(いじめ防止担当教員)とし、会の進行をする。



(2) 具体的ないじめの様態

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) いじめ防止のための取組

①いじめアンケートの実施

毎月1回月末に行い、生徒がいじめを受けていると思われる時は、速やかにいじめの有無等事実確認を行う。いじめを確認した際は、いじめをやめさせ、再発を防止するため、いじめ防止対策委員会の意見を参考にしながら、いじめを受けた生徒やその保護者に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を継続的に行う。

②配慮が必要な生徒への支援

教員は、いじめなどの生徒指導上の諸問題に対して、表面に現れた現象のみにとらわれず、生徒をめぐる状況にも十分留意しながら慎重に対応する。その際、保護者との連携、周囲の生徒に対する指導を組織的に行う。

③いじめ防止の対策に向けた指導体制の整備

教職員は、いじめの防止のための対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。

④相談体制の整備

生徒及びその保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制として、学校カウンセラーを活用した相談日の設定、生徒への個人面談週間の設定を行う。また、いつでも相談できる開かれた学校づくりや相談しやすい雰囲気づくりに努める。

⑤授業づくりの工夫

授業の見通しと振り返りを大切にするとともに、生徒にとって主体的・対話的な学びで深い学びとなる指導の展開になるよう、授業づくりに心がける。

⑥道徳教育の充実

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

⑦小中連携の推進

3部会（学習・生活・自治）で小中の教育課題を共有し、協働して研究を推進していくとともに、校区不適応対策委員会の定期的な開催や、アセスの実施等、いじめを許さない安心安全な学校文化を醸成する。

⑧SNS等を通じて行われるいじめに対する対策の推進

生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のSNS等を通じて送信される情報の特性を踏まえて、SNS等を通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を行う。

⑨地域・行政との連携

校区不適応対策委員会、校区地域創造学校、町教振等で児童生徒に関する情報を提供し、いじめのない安全安心な学校づくりへの協力を願う。また、学校公開週間、給食交流、学校行事等を積極的に地域に案内し、開かれた学校を目指す。

4 いじめ重大事態等への対処

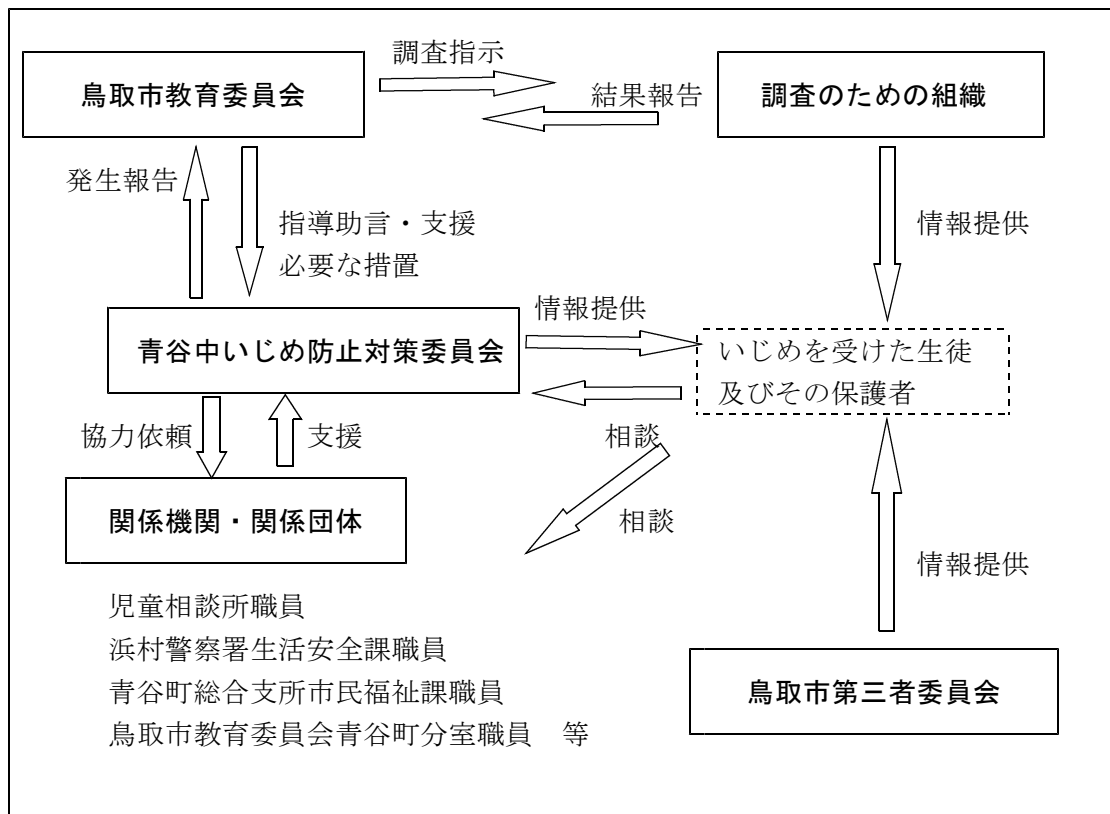
(1) いじめの重大事態とは

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると学校の設置者及び学校が認めるとき。(法28条1項1号関連)
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると学校の設置者及び学校が認めるとき。(法28条1項2号関連)
- ・児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していないきわめて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 関係機関等との連携

重大事態発生時には、速やかに以下の機関と連携をはかる。連絡は、教頭及びいじめ防止担当教員が行う。

- ・鳥取市教育委員会
- ・鳥取市教育委員会青谷町分室
- ・浜村警察署生活安全課
- ・児童相談所
- ・鳥取市こども発達・家庭支援センター
- ・青谷町総合支所市民福祉課



(3) 事実関係の明確化と適切な支援・指導

いじめの行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったかなどを明らかにする。その調査結果を踏まえ、当該生徒・保護者に適切なケア・指導を行う。いじめを行った生徒に対しては、保護者に協力を依頼しながら個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。

(4) いじめが「解消している」状態とは

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安）
- ・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと（いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認）
- ・解消に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

(5) いじめの解消に向けて

教職員は、いじめが解消するまで、継続的に見守り、支援を行う。アンケートや面談などからその後の様子を確認したり、保護者と連絡を取り合ったりする。教職員は共通理解のもと、いじめが絶対に再発しないよう指導及び観察を行う。

5 いじめ防止の取組の検証

(1) 評価の実施

本校のいじめ防止対策について、より実効性の高い取組であるかを点検するため、生徒、教職員、保護者に対しアンケートを行う。

(2) 取組の検証

アンケートの結果をもとに、教職員、各委員会で取組を評価し、必要に応じて見直す。

6 地域や家庭との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と地域、家庭とで連携を図っていく。

- ・PTA総会、PTA部会でのいじめ防止基本方針の説明、協力依頼
- ・心のボランティア委員、民生委員、児童委員等との情報共有と連携
- ・地区公民館との情報共有と連携
- ・学校だより、ホームページ等による広報・啓発活動